

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十六号）

（指定海域の指定等）

第 18 条の 15 環境大臣は、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域であつて、海底及びその下の掘削その他の海底及びその下の形質の変更が行われることにより当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを指定海域として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第 1 項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

4 環境大臣は、海底の下にある特定二酸化炭素ガスの除去等により、指定海域の全部又は一部について第 1 項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定海域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の解除について準用する。

（指定海域台帳）

第 19 条 環境大臣は、指定海域の台帳（以下この条において「指定海域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 指定海域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、指定海域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（海底及びその下の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第 19 条の 2 指定海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、当該海底及びその下の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該海底及びその下の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 第 18 条の 8 第 1 項の許可に係る海底下廃棄に必要な行為
- 二 第 18 条の 10 の規定による命令に基づく改善措置として行う行為
- 三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 四 指定海域が指定された際既に着手していた行為
- 五 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 指定海域が指定された際当該指定海域内において既に海底及びその下の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して 14 日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

3 指定海域内において非常災害のために必要な応急措置として海底及びその下の形質の変更をした者は、当該海底及びその下の形質の変更をした日から起算して 14 日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

4 環境大臣は、第 1 項の届出があつた場合において、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 30

日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第 56 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

三 第 19 条の 2 第 4 項の規定による命令に違反した者

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

九 第 19 条の 2 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第 59 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 55 条から第 58 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の過料に処する。

二 第 19 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年六月二十二日政令第二百一号）

（指定海域として指定する特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域）

第 11 条の 6 法 18 条の 15 第 1 項 の政令で定める海域は、法第 18 条の 8 第 2 項第 2 号 の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に従って特定二酸化炭素ガス(法第 18 条の 7 第 2 号 に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。)の海底下廃棄がされた海域とする。

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年九月十九日環境省令第二十三号）
（指定海域の指定の公示）

第14条 法第18条の15第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による指定海域の指定（同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨及び当該指定海域を明示して、官報に掲載して行うものとする。

（指定海域台帳）

第15条 法第19条第1項の指定海域台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、指定海域ごとに調製するものとする。

3 第1項の帳簿は、指定海域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第5号のとおりとする。

- 一 指定海域の名称
- 二 指定海域に指定された年月日
- 三 当該指定海域の場所
- 四 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の実施状況
- 五 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスの数量
- 六 海底及びその下の形質の変更の実施状況

4 第1項の図面は、次のとおりとする。

- 一 指定海域及びその周辺の地域及び海域の図面
- 二 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲を示す図面
- 三 当該指定海域及びその周辺に設置された特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の用に供する設備の場所を明らかにした図面
- 四 海底及びその下の形質の変更の実施場所及び施行方法を明示した図面

5 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、環境大臣は、速やかにこれを訂正しなければならない。

6 法第18条の15第4項の規定により指定海域の指定が解除された場合には、環境大臣は、当該指定海域に係る帳簿及び図面を指定海域台帳から削除しなければならない。

（海底及びその下の形質の変更の届出）

第16条 法第19条の2第1項の規定による届出は、様式第6号による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 海底及びその下の形質の変更の目的を記載した書類
- 二 海底及びその下の形質の変更の施行に係る計画書（以下「計画書」という。）
- 三 海底及びその下の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定海域の図面
- 四 海底及びその下の形質の変更をしようとする指定海域の状況を明らかにした図面
- 五 海底及びその下の形質の変更をしようとする指定海域にある海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスの位置及び範囲を示す図面
- 六 海底及びその下の形質の変更をしようとする指定海域及びその周辺に設置された特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の用に供する設備の場所を明らかにした図面

七 海底及びその下の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図及び断面図

八 海底及びその下の形質の変更をしようとする者が、計画書において記載するところに従った海底及びその下の形質の変更並びに次条第6号の監視及び同条第7号の措置を適確に実施するに足りる経理的基礎を有することを説明する書類

九 海底及びその下の形質の変更をしようとする者が、計画書において記載するところに従った海底及びその下の形質の変更並びに次条第六号の監視及び同条第7号の措置を適確に実施するに足りる技術的能力を有することを説明する書類

第17条 法第19条の2第1項 本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

二 海底及びその下の形質の変更を行う指定海域の名称

三 海底及びその下の形質の変更の内容

四 海底及びその下の形質の変更の完了予定日

五 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスへの影響の程度

六 海底及びその下の形質の変更が完了するまでの間、当該海底及びその下の形質の変更に伴って特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じていないことを確認するために実施する監視の概要

七 海底及びその下の形質の変更の施行中に特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合において、当該障害の拡大又は発生を防止するために講ずる措置の概要

(指定海域内における届出を要しない行為)

第18条 法第19条の2第1項第3号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けた者が行う当該免許に係る埋立及び国が同法第四42条第1項の規定に基づき承認を受けて行う埋立

二 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港の管理及び同法第4条第1項に規定する漁港漁場整備事業に係る行為

三 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域の管理、同条第5項に規定する港湾施設又は同条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設に関する工事及び同条第8項に規定する開発保全航路の開発又は保全に関する工事

四 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業に係る行為

五 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の管理

六 飛行場又は航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設の管理又はこれに関する工事

七 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事、同条第3項に規定する海岸保全区域等の管理及び公衆による利用、同法第16条第1項（同法第37条の8において準用する場合を含む。）又は同法第17条第1項に規定する工事

八 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の管理

九 法第3条第14号に規定する廃油処理施設に関する工事

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する

一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項 に規定する産業廃棄物処理施設に関する工事

十一 海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 7 条第 1 項 の沿岸水産資源開発計画に基づく水産動植物の増殖又は養殖のための施設の新築、改築又は増築

十二 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第八条第一項 に規定する鉄道施設、同法第 33 条第 1 項第 3 号 の索道施設若しくは軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道施設の管理又はこれらに関する工事

十三 水産業に関する技術の研究開発を目的として行う工事その他の行為

十四 水産業生産基盤としての共同利用施設の整備に係る行為

十五 海水、水産業用水等を取水、送水及び配水するための施設の整備に係る行為

十六 第 2 号、第 11 号及び前 3 号に掲げるもののほか、水産動植物の採捕又は養殖のために行う行為

十七 第 2 号、第 3 号及び前号に掲げるもののほか、海底の清掃に係る行為

十八 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のために行う行為

十九 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設に関する工事

二十 投錨その他の船舶の停泊のために行う行為

二十一 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置のために行う行為

二十二 第 18 号から前号までに掲げるもののほか、海上保安庁が海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）に基づいて行う業務

二十三 環境の状態に関する調査のための測定機器等の設置及び試料の採取に係る行為（海底及びその下の掘削を伴わないものに限る。）

二十四 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（既に海底及びその下の形質の変更に着手している者の届出）

第 19 条 法第 19 条の 2 第 2 項 の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第 6 号による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所

二 海底及びその下の形質の変更を行っている指定海域の名称

三 海底及びその下の形質の変更の種類、場所及び施行方法

四 海底及びその下の形質の変更の内容

五 海底及びその下の形質の変更の着手日

六 海底及びその下の形質の変更の完了日又は完了予定日

2 前項の届出書には、第 16 条第 2 項第 5 号に掲げる図面を添付しなければならない。

（非常災害のために必要な応急措置として海底及びその下の形質の変更をした者の届出）

第 20 条 前条の規定は、法第 19 条の 2 第 3 項 の届出について準用する。この場合において、前条第 1 項第 6 号中「完了日又は完了予定日」とあるのは、「完了日」と読み替えるものとする。

（海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する基準）

第 21 条 法第 19 条の 2 第 4 項 の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる要件を満たすとともに、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであることと

する。

- 一 海底下廃棄をされた特定二酸化炭素ガスを海洋に漏出させるおそれのないものであること。
- 二 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害を防止する地質構造を変化させないものであること。
- 三 海底及びその下の形質の変更を行う指定海域及びその周辺に設置された特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の用に供する設備の機能を損なうおそれのないものであること。
- 四 海底及びその下の形質の変更の施行中に当該海底及びその下の形質の変更に伴って特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じていないことを確認するために監視を実施するものであること。
- 五 海底及びその下の形質の変更の施行中に当該海底及びその下の形質の変更に伴って特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合には、当該障害の拡大又は発生を防止するために必要な措置を講ずるものであること。